

ニュースレター



47 号

2024. 1. 20



はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

新年のご挨拶を申し上げます。

元旦には、能登半島で震度 7 という大きな地震が発生し甚大な被害をもたらしました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平穏な生活が取り戻せるようお祈り申し上げます。

昨年 4 月に「こども基本法」が施行され、これに基づいたこども大綱の策定に向け、内閣総理大臣からの諮問により、「こども家庭審議会」においてこどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、反映させながら議論が進められてきました。答申案がまとめられ、12 月 22 日に閣議決定されました。

また、こども家庭審議会に置かれた「幼児期までのこどもの育ち部会」では、家庭的保育にも関係する就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針が審議され、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン～（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」も年末に閣議決定されました。

このように「こども基本法」が社会全体に浸透し「こどもまんなか社会」とするためにこども家庭庁を中心にしたさまざまな取り組みが行われています。この取り組みを現実に広め、こどもまんなか社会にしていくのはこどもに最も近く直接関わる私たちです。

こども大綱では、ライフステージ（人生の変化を節目で区切った段階）に応じた切れ目ない支援が必要だと強調されています。家庭的保育は、こどもにとってのライフス

テージのスタート、家族以外の初めて出会う人、場所です。一人一人に寄り添え温かい環境である家庭的保育で、こどもたちの望ましい育ちのためにこどもまんなか保育を推進していきましょう。

全てのこども・全ての子育て世帯への切れ目のない支援は、「こども未来戦略方針」でも述べられていて、その具体策の一つが「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設です。2025（令和 7）年度からの本格実施に向け、今年は試行的事業が実施される予定ですが、この制度においても、家庭的保育ならではの特徴を活かして、活動することが期待されています。皆様の積極的な参画をお願いします。具体的な内容については、記事でご確認ください。

昨年こども家庭庁が中心になって実施されたさまざまな分科会や検討会等においても、当協議会是一个の保育団体と認められ、委員の参画を要請されてきました。重責を感じながらも、日頃の皆様から寄せられる意見や新情報連絡会などでお聞きする話題をもとに伝えるよう心がけております。

今年も皆様のご協力によって家庭的保育の活動が広がり、家庭的保育の飛躍の年となりますよう、力を合わせていきましょう。どうぞよろしくお願いします。

皆様のご健康とご多幸を祈念しております。



- ◆1P はじめに
- ◆2～3P 国の動き（子ども・子育て支援等分科会他）
- ◆4～5P こども家庭庁講演会報告
- ◆6～7P こども誰でも通園制度オンライン説明会
- ◆8～9P 会員交流会 in 水戸 開催報告

- ◆10P 国の動き（教育・保育施設における重大事故防止策を考える有識者会議から）
- ◆11P はじめの一歩
- ◆12P おすすめ絵本
- ◆13P 家庭的保育のひろば
- ◆14～16P 事務局からのお知らせ

国の動き②

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋 昌子

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長 後藤亜希子

子ども・子育て支援等分科会

第2回～第4回子ども・子育て支援等分科会が開催されました。当日の資料、議事録、動画は下記のURLで確認できます。会議URL：https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/

第2回子ども・子育て支援等分科会（2023年10月12日（火）） オンライン参加

〔審議内容〕 子ども・子育て支援をめぐる課題について、他

まずは、こども家庭庁全体の概算要求（8月24日公表）のうち、本分科会に係る事項を中心に説明があり、次に子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について、待機児童に関する地域ごとに保育の多機能化をすすめる、保育現場でのDXの推進、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」等、資料に沿って説明がありました。

家庭的保育全国連絡協議会からは、保育士等の人材不足や確保に向けての課題について発言。

「私たち保育士の働きやすい環境について、保育士のライフステージに応じた働き方を選択できることが必要ではないか。保育士不足の現状がある一方で、潜在保育士の数が多いことから、まずは、短時間勤務からスタートし、いずれ常勤に変わったり、早朝や延長保育を週に1日、或いは、2か所の園で合わせて週に4日勤務するなど、多様な働き方があることを周知するとともに、小さな地域単位で具体的な求人情報が共有できるとよい。」

第3回子ども・子育て支援等分科会（2023年11月23日（火）） オンライン参加

〔審議内容〕 本分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について

家庭的保育全国連絡協議会からは「こども誰でも通園制度」「保育士の復職支援の強化」について発言。

「こども誰でも通園制度の利用に不安を感じるこどもや家庭に対して、制度の利用開始時期に家庭的保育の本領が発揮できると考えている。具体的にはこどもが、①自分の家以外の環境を知る、経験することや②保護者以外の大人（保育者）に出会い関わること③自分以外のこどもに出会い、関わることを主たる目的にして、親子通園からはじめ、慣れてきたら大きな保育所等への通園につなげるなど、そのスタートを担うことができるのではないか。

また、保育士の復職支援の強化については、潜在保育士や養成所の学生が家庭的保育補助者として乳幼児保育を経験した後、大きな保育所に就職した話を紹介して、復職支援の最初のステップを担う家庭的保育の情報提供を保護者にも、また潜在保育士にも広く行ってほしい。」

第4回子ども・子育て支援等分科会（2023年12月6日（火）） オンライン参加

〔審議内容〕 こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理（案）について、他

本分科会でのこれまでの議論をまとめた整理（案）の内容に関連し、家庭的保育全国連絡協議会からは、「こども誰でも通園制度（仮称）」について発言。

「今後試行的事業を経て本格実施が行われるが、『本制度を行う事業所について、市町村による指定（児童福祉法上の許可、子ども・子育て支援法上の確認）の仕組みを設けることとする。』とあるように、基

準を満たした保育事業者が希望する場合は、実施が可能となる仕組みとすることを広く周知していただきたい。試行的事業では、さまざまな類型の保育事業者が参画し、こどもにとって安心で安全な保育体制が確保されるよう、それぞれの保育事業ごとの課題や問題点、あるいは好事例が報告されるよう期待するとともに、家庭的保育事業も「こども誰でも通園制度(仮称)」で大いに役立てると思っている。」

こども誰でも通園制度（仮称）に関する検討会

本制度は令和 7 年度から本格実施となり、それを見据えて令和 6 年度は試行的事業として実施されますが、検討会には、学識者、自治体関係者のほか各保育団体が参加し、第 1 回 9 月 21 日、第 2 回 10 月 16 日、第 3 回 11 月 8 日、第 4 回 12 月 25 日の 4 回検討会が実施されました。いずれも対面及びオンライン開催です。本事業の詳細については、P.6～7 のこども家庭庁によるオンライン説明会を参照。また、こども家庭庁の HP、<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/> をご覧になってください。

検討会で家庭的保育全国連絡協議会として発言した主な内容

- ・家庭的保育は規模が小さいので柔軟性があり、この制度に役立てる。
- ・通常保育の子どもに支障がないことが何よりも大切である。
- ・子どもが主体であり、社会全体で全ての子どもの育ちを支え応援していくというポジティブな視点で社会全体、保育現場まで伝えていただきたい。
- ・親子通園から始めると利用の幅が広がると考えられる。
- ・制度の対象の0歳6か月～2歳児の保育に関する研修は必ず必要である。
- ・試行的事業はできるだけ多くの自治体に行っていただきたい、様々な類型の保育事業で行われることが望ましい。
- ・家庭的保育者も関心は高く、家庭的保育の特長を生かして本領を発揮していきたいと思っているが、市町村が設備運営基準への適合の審査により認可することとなるので基準を示すためにも試行的事業での実施を行っていただきたい。
- ・保育士の確保が必要ではあるがどの業界も人材不足。もっと幅広く考えていくことが必要ではないか。保育は保育士が行うが、保育士でなくてもよいことは保育士の仕事を補うという観点から、資格がなくてもこれまで培ってきたこと、得意とする分野などを生かして働いていただく、自身のこどもが幼稚園に行っている間など都合のつく時間に働くなど働き方を考えた人材の確保はどうか。

◆2024 年度 通常総会・セミナー開催日及び会場決定のお知らせ

開催日：2024年5月26日（日）

会 場：大田区産業プラザ pio コンベンションホール梅

東京都大田区南蒲田 1 丁目 20-20

最寄り駅：京浜急行線「京急蒲田駅」より徒歩約3分

JR 京浜東北線・東急池上線・多摩川線「蒲田駅」より徒歩約 13 分

詳細について、5月初旬頃に改めてお知らせします。
皆さん、是非予定に入れていただき、ご出席ください。



こども家庭庁による講演会 これからの保育政策について

2023年10月22日（日）13時より15時までの間、オンラインにてこども家庭庁成育局保育政策課 保育政策推進官 北條俊一氏をお迎えして、講演会を開催しました。当日は46名の会員、自治体担当者が参加しました。北條保育政策推進官の講演は13時15分から45分間、さらに30分間は参加者からの質問に答えていただきました。そして、講演終了後は、講演内容について、参加者間で30分間意見交換しました。また、11月24日（金）20時より、講演部分のみ録画配信し、32名が参加しました。

北條保育政策推進官の講演概要 ーこれからの保育政策についてー

こども家庭庁の設立

こども家庭庁は、「こどもまんなか」をスローガンに掲げ、一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか置き、こどもにとって最も良い事は何かを考え政策に反映していく。困りごとは何かを考えいざという時に守るための仕組みを作っていく。

こども家庭庁の具体的な役割は「こども政策の司令塔としての総合調整」、保育所や家庭的保育事業等は厚生労働省、子ども・子育て支援制度や公定価格等は内閣府、教育に関しては文部科学省が司っていた権限を一本化し「省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応」、「保健・福祉分野を中心とする事業の実施」である。家庭的保育などの地域型保育事業については、成育局保育政策課が担当している。保育に関する新しい政策課題や事業の実施を一つの課で総合的に検討できるようになり、業務を円滑に進められているのではないかと実感している。



こども大綱、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針について

こどもの誕生前から乳幼児期はこどもの生涯にわたる Well-being（心身と社会的な健康を意味する社会的概念。瞬間的な幸せではなく持続的な幸せを指す）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であり、社会全体にとっても極めて重要な時期。だからこそ、「こどもの育ち」そのものの質に目を向け保護者・養育者の就労・養育状況を含む、こどもの置かれた環境等に関わらずこの重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、社会の認識を転換させていくことが必要であり、基本的な指針を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導するとともに、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」をすべての人と共有する。

保育士・保育教諭等の処遇改善・人材確保

平成25年度から保育士等の処遇改善を実施し、約18%の改善をしてきたが、保育士の給与については全産業と比べるとまだ差がある。今後費用の使途の見える化に取り組み、現場の働き手に広く行き渡っているか、経営状況の報告や事業者ごとの人件費比率などについて公表することを検討している。

業務負担軽減・ICT化について

保育に関する計画・記録、登園・降園の管理、保護者との連絡に係る ICT 等を活用したシステム導入費用の補助。利用料徴収のキャッシュレス決済導入を追加。保育現場での DX（デジタル変革）の推進に取り組み、自治体との連携を図る。保育現場における業務負担を軽減し、こどもに向き合う時間を増やし、保育の質の向上を図る。

保育施設における虐待等の不適切保育に係る対応について

こどもや保護者が不安を抱えることなく保育所等に通えるように、また保育者も委縮することな

こども家庭庁主催
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業に関するオンライン説明会

こども誰でも通園制度（仮称）（以下、（仮称）は省略）は2025年度からの本格実施を見据えて2023年度には保育所の空き定員を活用したモデル事業が行われ、2024年度からは試行的事業が行われることになっています。それに先立ち、各保育団体向けにオンライン説明会がこども家庭庁保育政策課により行われました。本協議会に対する説明会は、2023年12月8日18時よりオンラインで行われ（65名参加）、12月24日9時半からは動画配信（29名参加）を行いました。参加者からの質問は整理してこども家庭庁に送ってあります。以下に概要を載せますが、こども家庭庁のホームページで詳細を確認することもできますし、当日の資料が必要な方はinfo@familyhoiku.orgまで会員番号を明記の上ご連絡下さい。

こども誰でも通園制度について

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和5年6月13日閣議決定）において、「2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」の中で、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設することがあげられている。0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化としている。

2023年9月より有識者や保育団体の代表者、自治体が参画しての同制度の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会が開催され、また、制度設計については子ども・子育て支援等分科会で検討が行われてきた。（検討会や分科会での発言はP2～3を参照）

こども誰でも通園制度の意義

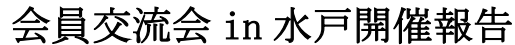
***基本的な考え方** 全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。

***こどもの成長の観点からの意義** こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。またこどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこどもたちが触れ合いながら成長していくことができる。

***保護者にとっての意義** 在宅で子育てをする世帯は孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っていることも多いが、専門的な理解を持つ人から保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることや、こどもの育ちや保護者との関係性にも良い効果がある。

***保育者にとっての意義** 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てする保護者とも関わっていくことができ、専門性を地域に広く発揮できる。一方で、保育所等に通っている子どもたちの保育に支障があってはならないという意識が重要である。





水戸市家庭の保育者

須藤 知香

2023年11月19日(日)に、「家庭的保育を通じて未知なる水戸の魅力をお届けします」をテーマに、『会員交流会 IN 水戸』をオンラインにて開催しました。水戸市の家庭的保育者で協力し、開催に向け一部、二部、三部のシナリオ作成と準備を行いながら Zoom の使い方も学ぶことができました。同じ地域の家庭的保育者と会う機会が増えたこと、そしてオンライン会員交流会で全国の参加者の皆様と繋がることができたこと、とても有意義な時間となりました。全国から参加してくださった皆様ありがとうございました。

第一部・「手作りおもちゃで広がる子どもの世界」講演

講師として、一般社団法人いわはら代表理事の岩原典子先生をお招きし“手作りおもちゃで広がる子どもの世界”が講演されました。岩原先生が手作りされたおもちゃが次々と出てきました。手作りおもちゃの世界に魅了され、あっという間に時間が過ぎてしまいました。



「手作りおもちゃは自在に変化させることができると同時に子どもたちの発想を広げていくことができる…」岩原先生の素敵なお言葉がとても印象に残りました。そして手作りおもちゃならではの工夫も伺えることができました。



第二部・水戸市の魅力発信



水戸市家庭的保育室を動画にて紹介しました。
そして「水戸の魅力発信」をテーマに地元の素敵な
ご当地アイドル“Re-mito”出演による「ご当地紹
介」と「みとちゃんダンス」を、オンライン画面を
通しリラックスした雰囲気の中、全国の参加者の
皆様と体を動かし楽しみました。



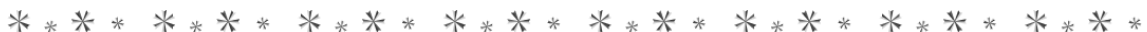
第三部・参加者フリートーク

参加者がグループに分かれテーマを決めてフリートーク。全国の家庭的保育者の方々とそれぞれの保育の様子なども話し合い共有することができました。

松島保育ルーム・くろーばー 松島菜穂子



河津町　ぐるんぱのおうち職員一同



「教育・保育施設等における事故の報告等について」
意識不明事故も事案が生じた時点で報告が必要になります。

このたび、こども家庭庁が「教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究」（令和４年度実施）などの結果を踏まえて意識不明事故の取り扱いを整理することとなり、令和６年１月１日以降の運用が決まりましたのでお知らせします。

教育・保育施設等で重大事故等が発生した場合、各事業者は市町村、都道府県を通じて国に報告することが求められています。報告の対象となる重大事故の範囲が下記のように変更になりました。

【變更前】

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

【變更後】

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

睡眠中の死亡事案は減少してきていますが、睡眠中の意識不明事案については、令和元年 11 名、令和 2 年 14 名、令和 3 年 14 名であり、令和 2 年の有識者会議年次報告から、意識不明の主な原因が記載されるようになりました。また、令和 4 年 10 月開催の「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（第 18 回）」においても事故情報データベースの分析からは、意識不明事案の半数以上が「熱性けいれん」や「てんかん」といった事故以外の要因であることがわかっています。これは、国が報告を求める「意識不明」事案の定義が明確でないことが要因と考えられることから、教育・保育現場での職員が判断に迷うことなく、国に報告をあげるべき事故に該当するかを判定できるよう指針を定める必要があること、事故後、無事に意識が回復する事案もあれば、数か月経ってから亡くなる事案もある、時間経過とともに、事実が分からなくなってしまうよう、意識不明事故の報告を上げるタイミングについても慎重に検討頂きたい等の意見が出されていました。

皆さんの保育室でも意識不明事故が起こった場合は、自治体への報告が必要になりますので、留意しましょう。



子どもの異常に気付いたらすぐに
対応しましょう！



事業主 はじめの一步②①



食に関する安全管理について

皆さんの保育室では給食やおやつをどのように提供していますか？自園調理や連携保育園からの搬入による給食など様々な形がとられていると思いますが、「家庭的保育の安全ガイドライン 改訂版」(2019 年)や地方自治体から提供されている資料を参照しながら、今一度基本を確認しておきましょう。なお、各地方自治体により規定はさまざまですので、それぞれの保育室がある地方自治体での規定をよく確認するようにしてください。

1. 添加物・農薬など食の安全に注意し、栄養バランスが取れるよう、給食については献立表を作成し、計画的に行う。
2. 調乳については、最新の調乳法の基準に基づいて行う。
3. 調理したものや搬入したものから食中毒を出さないように衛生管理を適切に行う。
4. 食事の準備の際に、調理中の台所や熱湯の近くに子どもが近寄ることができないようにする。
5. 子ども一人一人の体質や体調を常に把握し、アレルギーや体調不良への対応をする。
6. 食物による窒息などの事故が起こらないよう気をつける。
7. 手洗いを習慣づけ、身の回りを清潔に保つことに関心を持たせる。

★食の安全と計画…喫食の様子は連絡帳などで伝えて保護者が確認できるようにする。給食の場合は事前に献立表を作成し保護者に知らせる。それぞれの自治体の給食提供の手引きに従う。

★調乳の方法…石鹸で手を洗い、清潔な場所であらかじめ消毒した器具や容器を使用し、100 度まで沸騰させたお湯を使って 70 度以上のお湯で調乳。都度調乳し、2 時間以内に飲まなかったものは捨てる。乳児のやけどに注意する。

ミルクは常温保管、開けた日付を記入し一か月以内に使い切る。スプーンは缶の中で保管しない。

★食中毒の予防…『食中毒の 4 原則…持ち込まない、つけない、増やさない、やっつける』を守る。調理済みのものは、季節に合わせ適宜冷蔵保存する。提供するお茶は、毎日沸騰させた湯を使い、冷まして提供。

★食事の準備・後片付け…調理中の台所には侵入防止柵などを設置し、ポットや電子レンジなどで子どもが火傷をしないように注意。使用済の調理器具・食器は食洗器で洗うか、すすぎを丁寧に 100 度以上になる乾燥機でしっかり乾燥させる。乾燥機がない場合はしっかり水分をふき取り密閉できる収納場所にしまう。まな板・台ふき・食器洗いのスポンジなども熱湯や薬品で除菌・乾燥させる。(食洗器が使用禁止の自治体もありますので、確認しましょう)

★食事中の注意事項…子どもが落ち着いて食べられるよう食事の提供の仕方や見守りポイントを確認し、子どもから目を離さないようにする。椅子は足裏が床につく高さにし、深く座らせる。テーブルに向かってまっすぐ座り肘が付く高さになるよう工夫する。眠くなった時は食事を中断し寝かせる。泣いたときは口の中に残っている飲食物が気管に吸い込まれないよう注意し無理に食べさせない。手づかみ食べの子どもの詰め込み過ぎや、誤嚥につながりやすい球形の食品の提供の仕方にも注意。

★アレルギーや体調不良時の個別対応について、今回ここでは十分に説明することができません。各自よく確認するようにしてください。

*参考文献：NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会刊「家庭的保育の安全ガイドライン 改訂版」(2019 年)
(稲垣裕子)



おすすめ絵本

川崎市 そだち保育室 荒巻 裕子

季節ごとや子どもの様子に合わせて絵本の入れ替えをすると、一番に気が付く A 君。入れ替わった絵本を一通り読み終えると持ち帰るものを選んで家庭でも楽しんでもらっています。保護者の方も「気に入ったので、購入しました」と声をかけてくれ、また感想やお家での反応を知らせてくれたりすると絵本を通して家庭と保育室が繋がっているなど感じ嬉しくなります。

「これ読んで」と子どもが膝の上にチョココンと座って読む時間は、同じ目線で見ること気付かなかった絵の細かい表現に気付かせてくれ、思いを一緒に共有できたり私にとっても癒しの時間となっています。「もう、いっぱい」と仕草等で伝えてくれ、遊び中で絵本の場面を思い出しフレーズを真似したりする姿を見ると絵本の世界を味わっているなど実感します。これからも子どもと一緒に絵本の世界を楽しみ、心豊かになれたらと思います。



よかったね ネットくん

(作：シャーリップ 出版社：偕成社)

びっくりパーティーの誘いを受けたネットくん。パーティーに行くまでに様々なトラブルがあるものの、乗り越えていきます。カラーページと白黒のページでラッキー、アンラッキーが分かりやすくなっていて「よかった！」「でも、たいへん！」の言葉に子どもたちもホッとしたりドキドキしたりするようです。ネットくんの表情にも注目して見えています。



おいしい おと なあに

(作/絵：さいとうしのぶ 出版社：あかね書房)

色々な食べ物を美味しそうに食べている動物たち。「じゅ〜じゅ〜」や「バリバリ」等、食べ物から出てくる音も子どもたちに分かりやすくて興味がもてるようです。あまりにも美味しそうに食べているので、子どもたちも顔を近づけて食べる真似をしたり、「スイカの種が当たってる！」「靴下ぬげてる！」と細かいところにも気付いて子どもたち同士で盛り上がっています。



せんろはつづく

(文：竹下文子 絵：鈴木まもる 出版社：金の星社)

トンネルや鉄橋等を作っていくながら線路がどんどん伸びていき、繋がっていきます。出来あがっていくワクワク感が楽しめる絵本です。遠くで見ていた動物たちが読み進めていくと手伝い始めたり、みんなで作り上げることも感じられます。特に電車の好きな子には大好評！！踏切の場面では、「カンカンカン…」となりきって見えています。

家庭的保育のひろば



大津市 小規模保育室あすなろ 大江 由香

2016 年家庭的保育全国連絡協議会の活動として初めての「いっしょにあそぼ！」を開催しました。その経験から大津市家庭的保育連絡会としてこれは続けて行こうということになり、独自に毎年開催してきました。色々な形で、大津市を3つに分けて小規模で開催したり、市の施設で開催したり中規模程度の商業施設のフードコートスペースやブースで開催してきました。内容も手作りおもちゃと一緒に作るものから、劇やパネルシアターを見せるものや、一緒に体操をしてボールプールや保育室で使っている手作りおもちゃで遊ぶものなどをこの5年続けて来ました。

そしてここ2年は、家庭的保育に興味のある人に来てもらうだけでなく、全く家庭的保育、小規模保育を知らない人にどう周知していくのが効果的か考えました。消防車やパトカーなどを商業施設のイベントで見せている所や、フリーマーケットをやっている所の団体をお願いして、1つブースを作らせてもらいました。そこで手作りおもちゃの体験会をしたり、舞台上で劇や手遊び、ペープサートもさせてもらい、各施設の紹介QRコード付きのパンフレットを配布しました。11月3日には310名に、11月23日には130名に配布して周知することができました。



ハロウィンでは近所を練り歩くのですが、その際道行く親子へ手作りスティックを配りました。



事務局からのお知らせ



◆年会費振り込みのお願い

- ★年会費（2024年4月1日～2025年3月31日）の振り込みをお願いします。
- ★特に「団体保険」に加入されている正会員の方は2月28日（水）までに振り込んでください。
- ★振り込む時は必ず会員番号を入れ、個人名で行って下さい。（保育室名での振り込みは、確認が難しいのでご注意下さい）振り込み先も再度お確かめ下さい。

正会員 8,000 円

※必ず会員番号を入れ個人名で振り込んでください。

期日 2月28日（水）まで

準会員（4,000円）賛助会員（2,000円）の方も、年会費振り込み更新手続きをお願いします。

みずほ銀行 鶴ヶ峰支店 普通預金 1087639
口座名 NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会
(略称カナ：カホキョウ)

(和田朝美)

◆家庭的保育全国連絡協議会専用「団体保険制度」加入・更新について

- ★同封の「団体保険」加入・更新のご案内（グリーンの用紙）を必ずお読みください！
- ★更新の方の保険書類は、保険会社より2月中旬に届きます。
- ★保険更新手続きは、必ず会費振り込み後に内容を確認して、行ってください。
- ★最終締め切りは、3月11日（月）です。

(後藤亜希子)

☆☆「会員交流会」及び「いっしょにあそぼ！」開催地区募集☆☆

ぜひあなたの地区でも開催してみませんか！！

① 会員交流会

2023年度もオンラインにて開催。北海道から兵庫県までの会員が参加され、大変有意義な交流ができました。（詳細はP8～9の会員交流会開催報告をご覧ください。）

地域での開催またはオンライン開催、どちらでも、開催地区を募集します。

開催については、経費や講師紹介、またオンライン開催の場合にはオンラインの使い方や進め方等、事務局が全面的にバックアップします。詳細は事務局までお問い合わせください。



② いっしょにあそぼ！

当協議会の育児支援事業として 2009 年度より開催して来たイベントですが、2023 年度は新型コロナウイルスの影響を受け、残念ながら中止としました。

当協議会としては家庭的保育の認知度を上げるためにも、ぜひ開催して行きたい事業です。これからも各地で開催計画を考えておいていただきますよう、お願いいたします。

(石橋ひろみ)

◇◇◇「現況届」・「退会届」提出のお願い◇◇◇

会員の保育形態が個人事業・法人での事業と多様化し、年度途中での変更も多々あります。会員の皆様の状況を把握するため、そして、何よりも、家庭的保育の大切な情報をお届けするニュースレターの発送やその他の事務手続きがより正確に行えるよう、今回同封の「現況届」を必ずご提出ください。(用紙はホームページからもダウンロードできます。)

※締め切りは 2024 年 2 月 20 日です

2024 年 3 月で定年退職等の理由により、退会される方はメール又は FAX にて「退会届」をご提出ください。(用紙はホームページからもダウンロードできます)

また、退職後もぜひ賛助会員として家庭的保育事業と当協議会へのご支援をお願いいたします。年会費 2,000 円(1 年更新)の納入が必要となりますが、登録をされた方にはこれまで通り、ニュースレター、情報配信、セミナー案内などをお届けしますので、よろしくをお願いいたします。

(石橋ひろみ)

メール info@familyhoiku.org FAX 044-573-2573

オンラインで情報交換しませんか！！

◆2023 年度最後の、新情報連絡会を開催します。

いつものように、皆さんに聞きたいことや伝えたいこと等を自由に出し合うと共に、今回は共通テーマとして「特例監査、処遇改善Ⅲの問題、公定価格・お金の見える化について等」を取り上げる予定です。

開催日時：2 月 25 日(日) 10:00～11:15

【申込方法】 件名に 2 月新情報連絡会 と入れ、本文に

1. 氏名
2. 会員番号
3. 保育室のある市町村名
4. メールアドレス
5. 連絡のつきやすい携帯電話番号

をご記入の上、お申込下さい。

申込者には、つなぎ方の案内を 1 週間前までにこちらからお送りします。

【申込・問合せ先アドレス】 info@familyhoiku.org

多数の皆さまのご参加をお待ちしています。

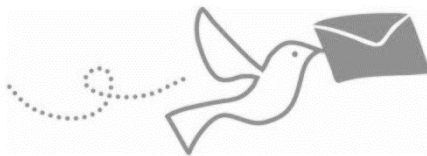


(西村理恵子・大江由香・清水佳恵)

◇会員専用 メール情報配信のご案内

☆会員の皆様に情報配信したメール（2023年9月～2023年12月）

- ・ 9/29 家庭的保育現任研修のご案内
- ・ 10/02 こども家庭庁講演会のご案内
- ・ 10/15 こども家庭庁講演会のご案内
- ・ 10/27 こども家庭庁からのお知らせ
- ・ 11/06 会員交流会 IN 水戸のご案内
- ・ 11/15 会員交流会 IN 水戸のご案内
- ・ 11/20 こども家庭庁講演会 録画配信のご案内
- ・ 12/07 こども誰でも通園制度オンライン説明会のご案内
- ・ 12/17 こども誰でも通園制度説明会動画配信のご案内



☆情報配信の登録は、件名に情報配信登録、本文に①～④を入力しメールで送信してください。

（送信先 info@familyhoiku.org）

①会員番号 ②登録したいメールアドレス（パソコン、携帯のいずれでも可。複数登録希望の方は両方記載してください。） ③氏名 ④自治体名

※ご不明な点は info@familyhoiku.org までお問い合わせください。

（山岸加奈子）

◇家庭的保育現任研修のご案内

家庭的保育現任研修講座7「子育て支援における『子どもの最善の利益』の考慮」は2024年2月4日（日）13時～16時に予定されています。講師は、十文字学園女子大学人間福祉学科准教授の亀崎美沙子先生です。「児童の保育」と「児童の保護者に対する保育に関する指導」の2つの職務を持つ保育士が子育て支援において感じる葛藤を取り上げて研究されている先生で、皆さんの保育にも非常に役立つ内容です。是非、ご参加ください。

お申込・お問合せは kenshu@familyhoiku.org まで。

（研修事業部）

編集後記

元旦に能登半島の大震災、2日に羽田の航空機事故と災害が相次ぎ発生しました。行方不明の方も多く、雪が多い季節の中、避難所生活の子どもたちを想うと胸が痛みます。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地では、ストレスを抱えた子どもや保護者への支援が始まっていると報道されています。今後は会員の皆様とともに、災害発生時の避難までの対応、災害発生後の子どもと保護者支援、保育事業の継続についても考えていきたいと思ひます。

保育でお忙しい中47号発行にご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

（山岸加奈子・長田京子・林茂美）